

湛江漁港(笠岡市六島) 公有水面埋立出願について

出願者：笠岡市

湛江漁港 公有水面埋立出願の概要

1. 出願人

笠岡市長 高木 直矢

2. 埋立位置

A区域	B区域	C区域
岡山県笠岡市六島字湛江浦7495番の地先公有水面	岡山県笠岡市六島字湛江浦7495番から同所7495番1を経て同市六島字大鳥5584番に至る間の地先公有水面	岡山県笠岡市六島字大鳥5585番6の地先公有水面

3. 埋立区域面積

A区域	B区域	C区域	合計
2,233.82 m ²	2,573.86 m ²	93.52 m ²	4,901.20 m ²

4. 施行区域面積

48,215.23 m ²

5. 埋立地の地盤の高さ

D. L. +3.70m~D. L. +6.20m

6. 工事施行期間

5年

7. 事業費

(単位:千円)

財源	金額	年次別内訳				
		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
国費(補助金)	463,050	56,000	144,000	138,950	79,200	44,900
起債(水産基盤整備事業)	182,700	12,600	32,400	72,000	36,000	29,700
市費(一般財源)	20,250	1,400	3,600	8,050	3,800	3,400
合計	666,000	70,000	180,000	219,000	119,000	78,000

8. 土地利用計画の概要

(単位: m²)

用途	土地利用計画	土地利用面積 (計画面積)	埋立区域面積	埋立区域外面積	
				海域	陸域
漁港施設用地	漁具保管修繕施設用地	2,836	2,186		650
	野積場用地	652	652		
	加工場用地	570			570
	漁港厚生施設用地	250			250
	道路用地	876	633		243
	物揚場敷	1,011	691		320
	船揚場敷	1,340	512	828	
	護岸敷	480	227	253	
合計		8,015	4,901	1,081	2,033

9. 埋立てに用いる土砂等の種類及び採取量

埋立土砂の種類	採取量
購入山土	約 27,000 m ³

10. 埋立必要理由

(1) 湛江漁港における課題

当地区の主な漁船漁業は、定置網漁業及び底びき網漁業であり、海面養殖漁業については、のり及びふぐの養殖が盛んである。平成18年度の陸揚量は、146t(平成19年度は、異常気象による影響で陸揚量が大きく減少し74.8t)であり、その内、のり養殖が69t(47%)、底びき網が34t(23%)と2漁業種で大半を占めているが、最近では、定置網漁が盛んになってきている。また、当地区の特徴としてトラフグを養殖しており、京阪神をはじめ県外向けに出荷・販売されている。

このような背景のなか、現在、本漁港においては以下の課題があり、早期に解決することが求められている。

- ① 定置網漁等の一層の増加や「とる漁業」から養殖を中心とする「つくり育てる漁業」への転換が進んでいるが、これらの漁業形態に対応した漁具保管修繕施設用地等の漁港施設用地が、これまでの整備にもかかわらず不足している状況である。
- ② けい留施設、泊地が絶対的に不足しているため、これを解消することが急務となっている。

これらの課題を解決し、漁業労働環境を改善し、漁業を活性化するために、けい留施設をはじめとした漁港施設を早急に整備する必要がある。



物揚場敷における網の保管状況



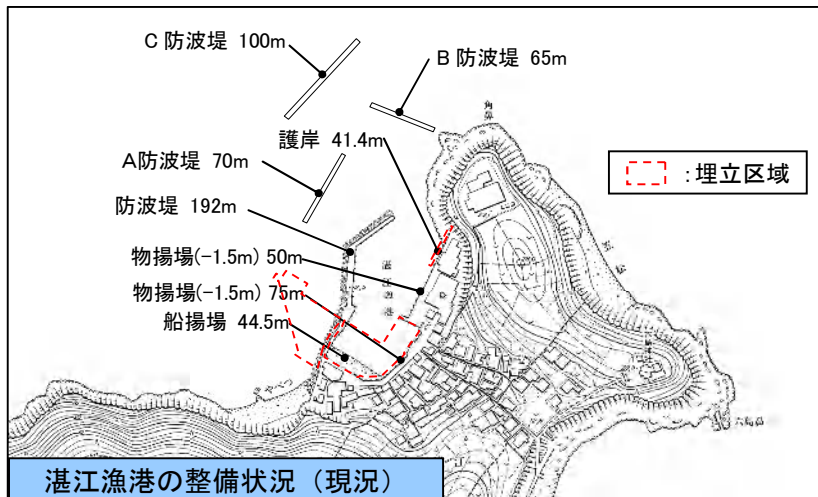
漁港内における漁船の輻輳状況

(2) 課題の解決策及び埋立ての必要性

以上の課題の解決策として、不足している漁具保管修理施設用地、野積場用地、物揚げ場等を整備し、漁業の効率化、利便性の向上を図る。また、ふぐ筏修理作業兼用の船揚場を整備し、作業の軽労化、効率化を図る。

また、現在では福祉船夢ウェル丸、医療船済生丸、ゴミ処理船等の特定目的の大型船が入港する余裕がなく、湛江地区の漁民は十分な福祉厚生を受けることができていない。このため、泊地を広げ、けい留施設を整備し、これら大型船も入港できる漁港とする。

このため、従来の漁港施設との効率的に連係した利用が可能となることや、平地の少ない当漁港の状況等から、既存施設の前面の公有水面を埋立てて新たな用地を確保せざるを得ない。



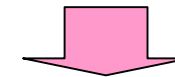
湛江漁港の整備状況（現況）

平成17年度漁港施設用地等充足状況

(単位：m²)

区分	所要	現有			充足率
		公共	その他	計	
工作物	1,886	390		390	21%
護岸	357	90		90	25%
けい留施設	1,529	300		300	20%
物揚場	1,208	300		300	25%
船揚場	321				
漁港機能施設用地	6,388	1,260	530	1,790	28%
輸送施設		230		230	
道路		230		230	
漁船漁具保全施設用地	4,210	780		780	19%
漁具保管修理施設用地	4,210	780		780	19%
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設用地	1,928		530	530	27%
野積場	1,358				
加工場用地	570		530	530	93%
漁港厚生施設用地	250	250		250	100%
漁港厚生施設用地	250	250		250	100%
合計	8,274	1,650	530	2,180	26%

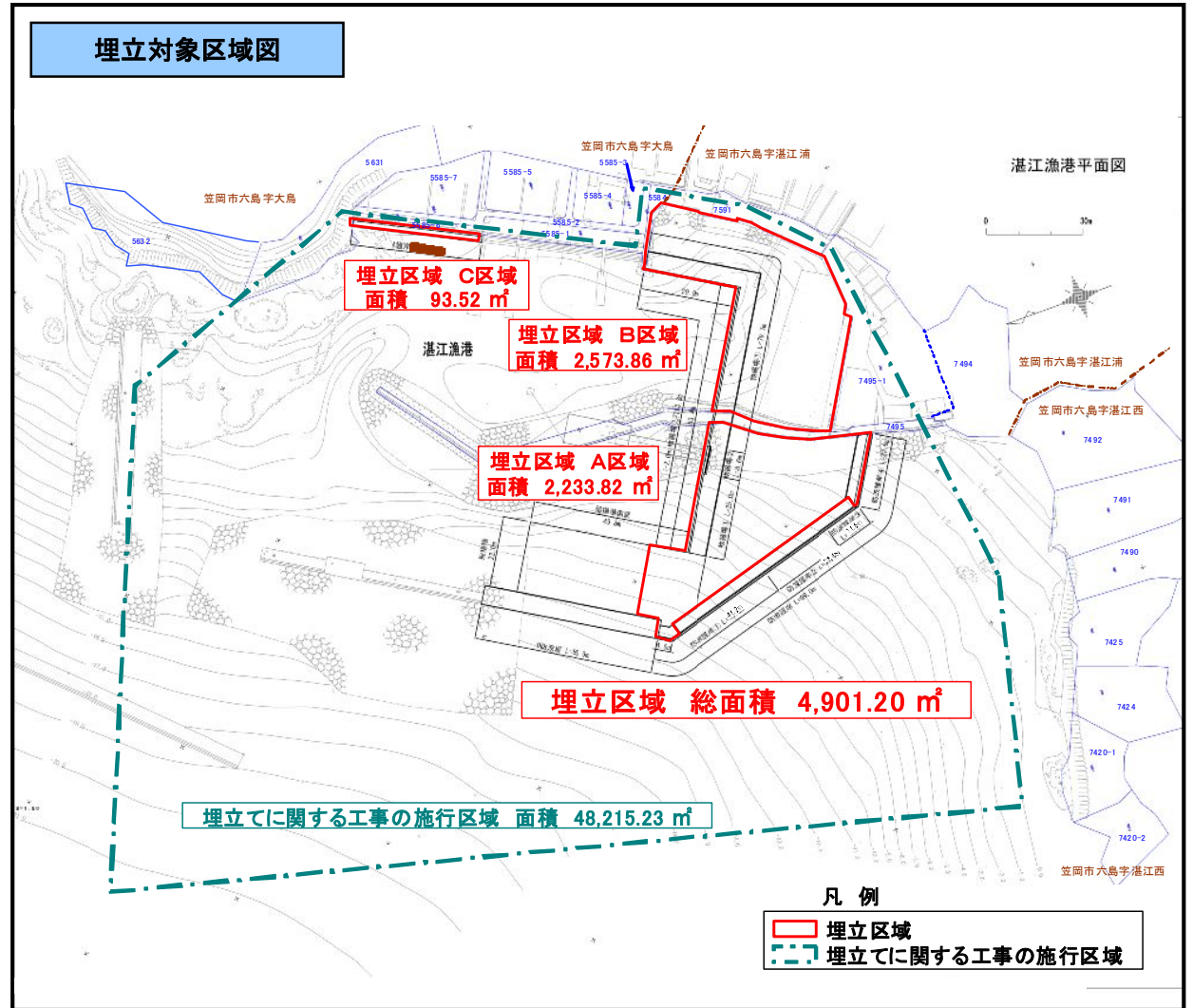
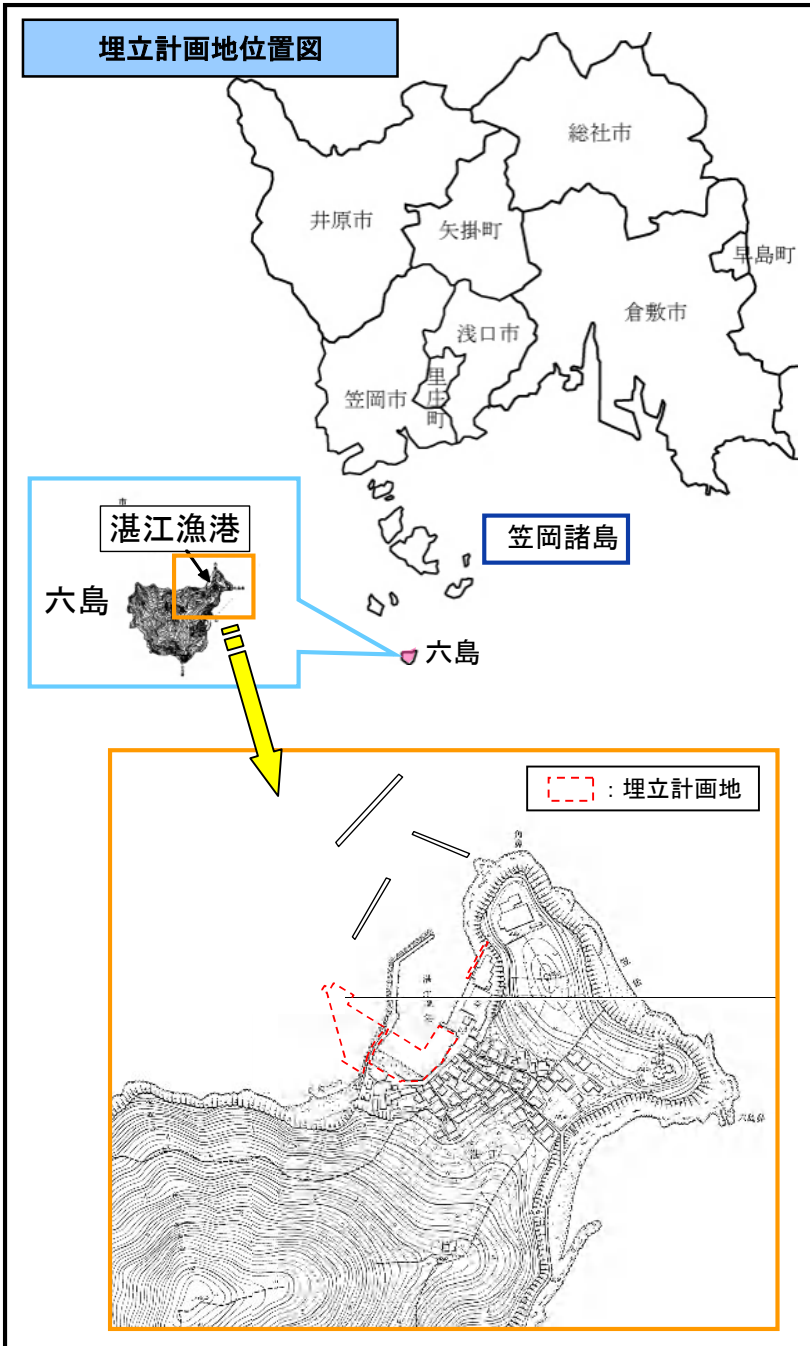
出典：地域水産物供給基盤整備事業基本計画書（変更）



埋立竣功後の用地充足状況



(単位：m²)

区分	所要面積	計画面積			充足率
		公共	その他	計	
工作物	2,831	2,831		2,831	100%
護岸	480	480		480	100%
けい留施設	2,351	2,351		2,351	100%
物揚場	1,011	1,011		1,011	100%
船揚場	1,340	1,340		1,340	100%
漁港機能施設用地	7,264	3,962	1,222	5,184	71%
輸送施設	876	876		876	100%
道路	876	876		876	100%
漁船漁具保全施設用地	4,210	2,836		2,836	67%
漁具保管修理施設用地	4,210	2,836		2,836	67%
漁獲物の処理、保蔵及び加工施設用地	1,928		1,222	1,222	63%
野積場	1,358		652	652	48%
加工場用地	570		570	570	100%
漁港厚生施設用地	250	250		250	100%
漁港厚生施設用地	250	250		250	100%
合計	10,095	6,793	1,222	8,015	79%

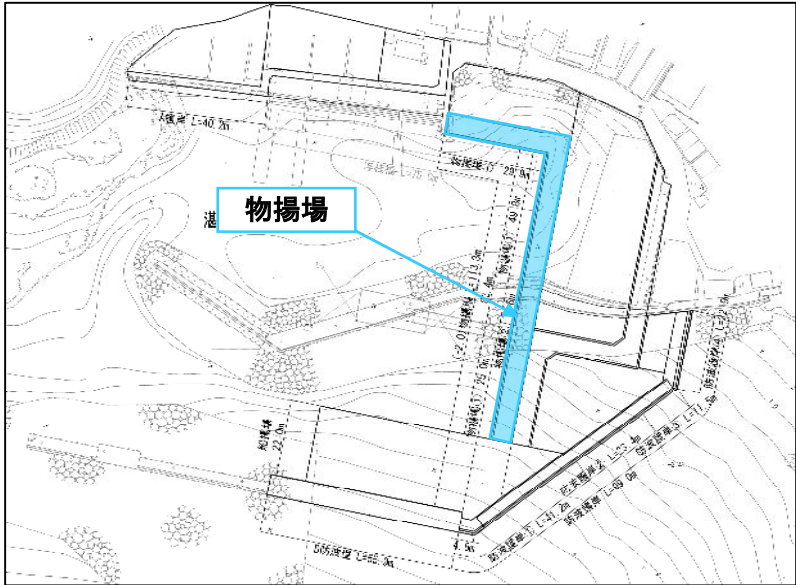


埋立区域及び施行区域の写真

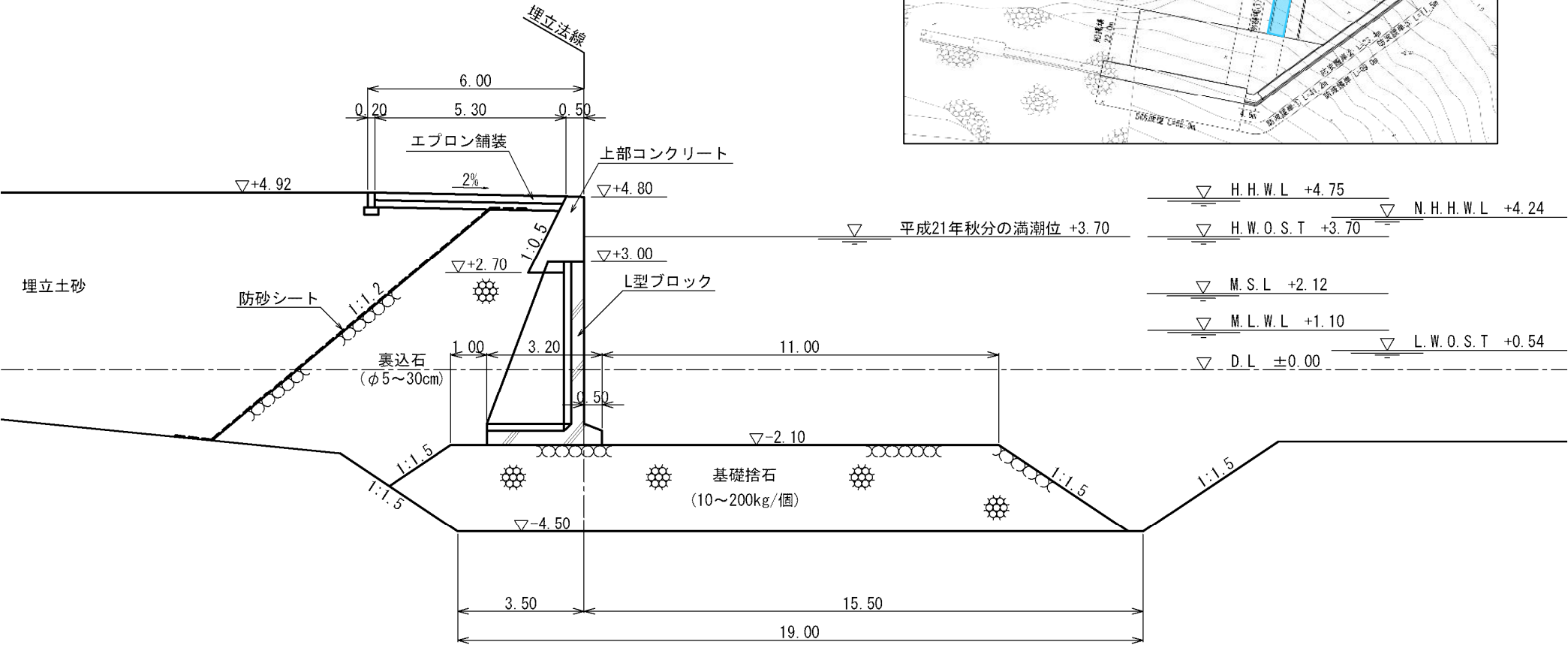


凡 例	
	埋立区域
	埋立に関する工事の施行区域

平成22年1月16日撮影

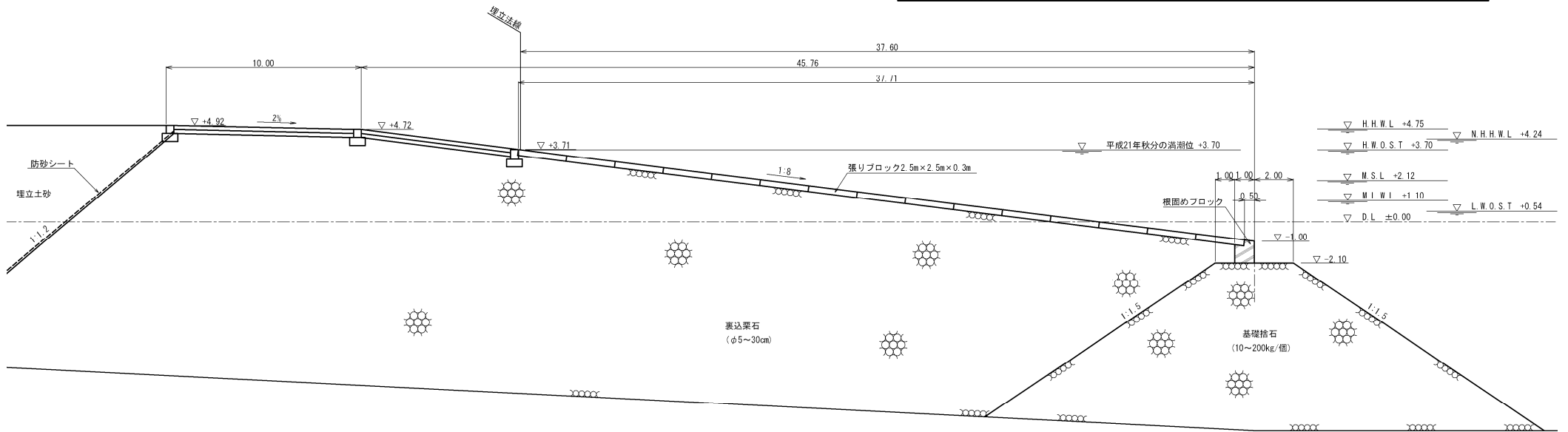
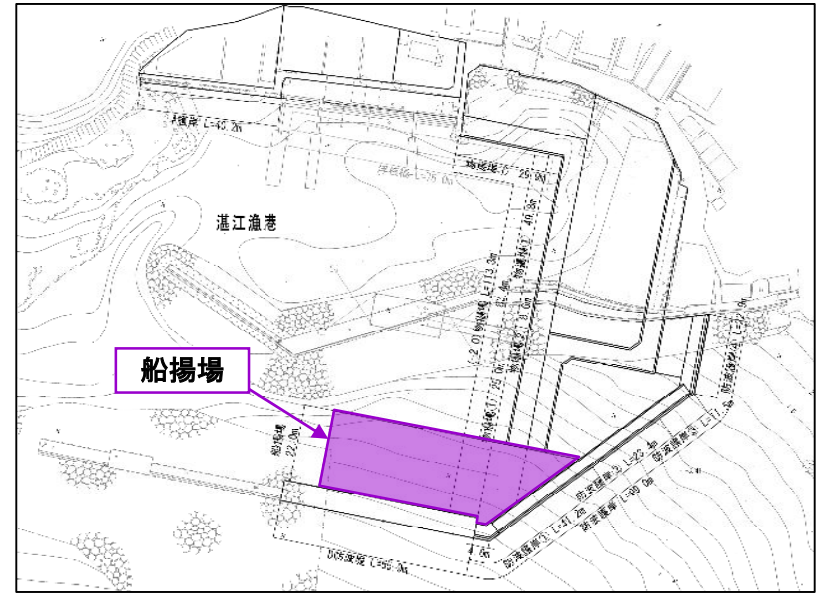


物揚場①



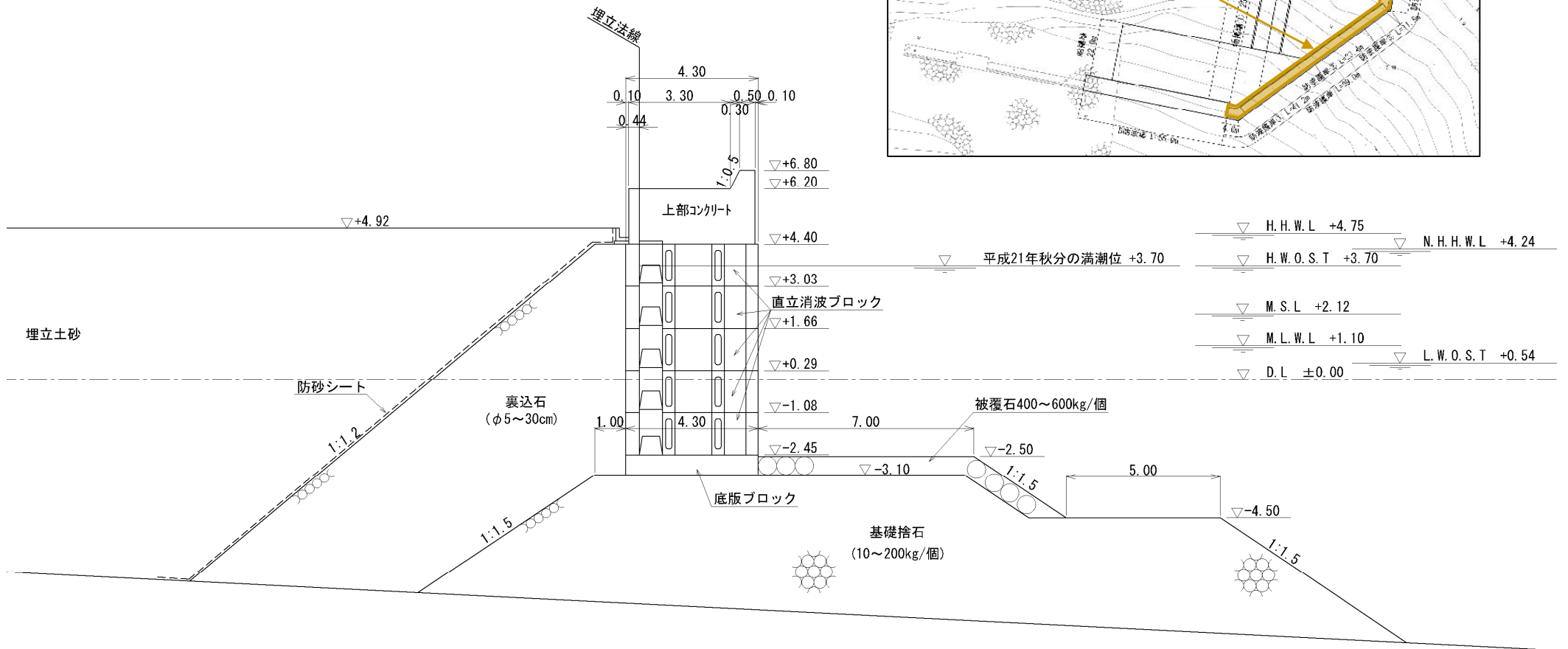
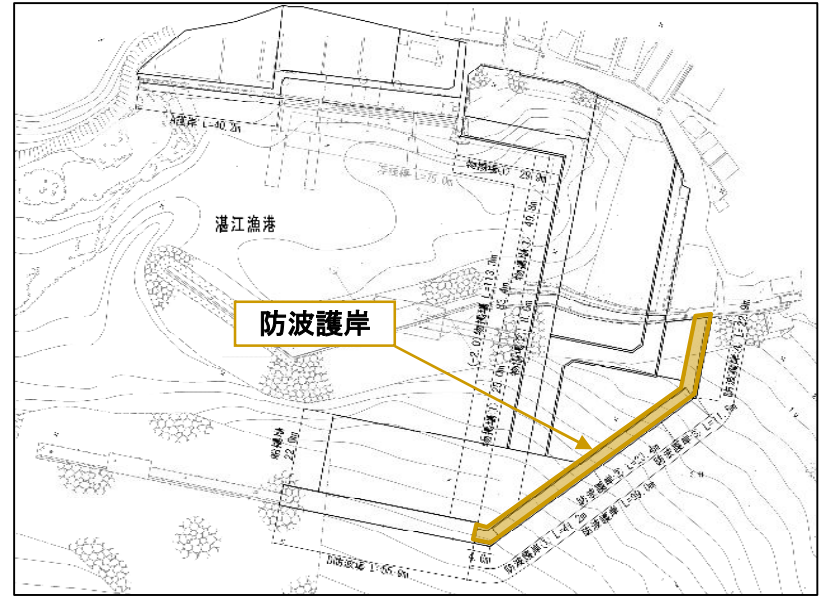
工作物構造図(1)

船揚場



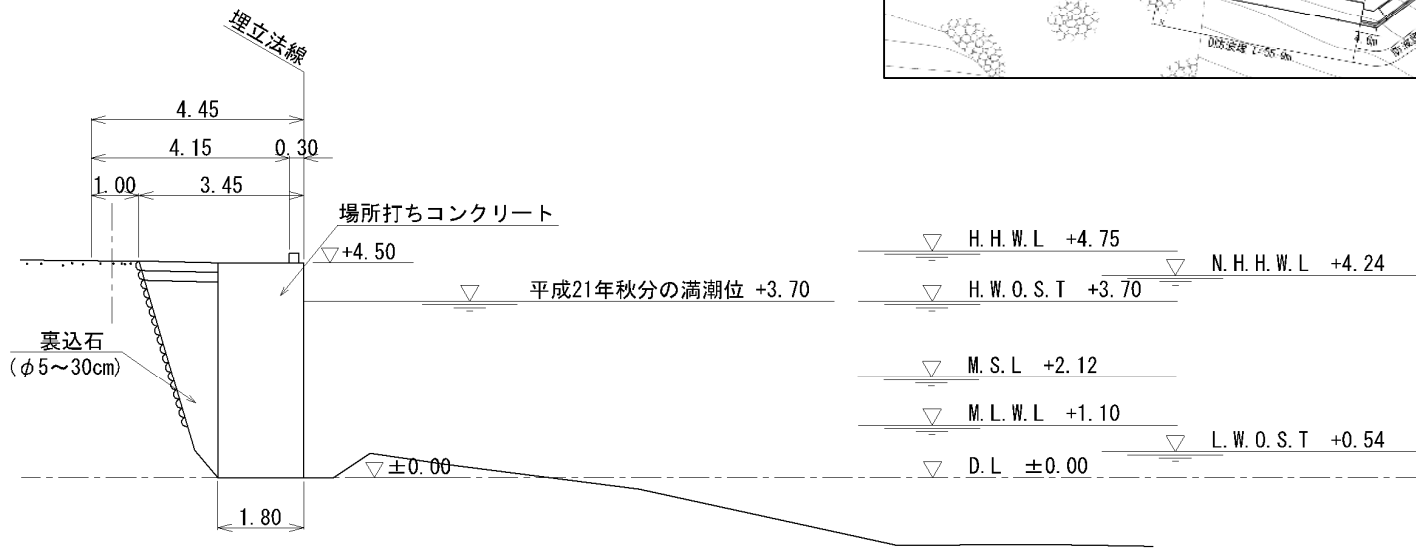
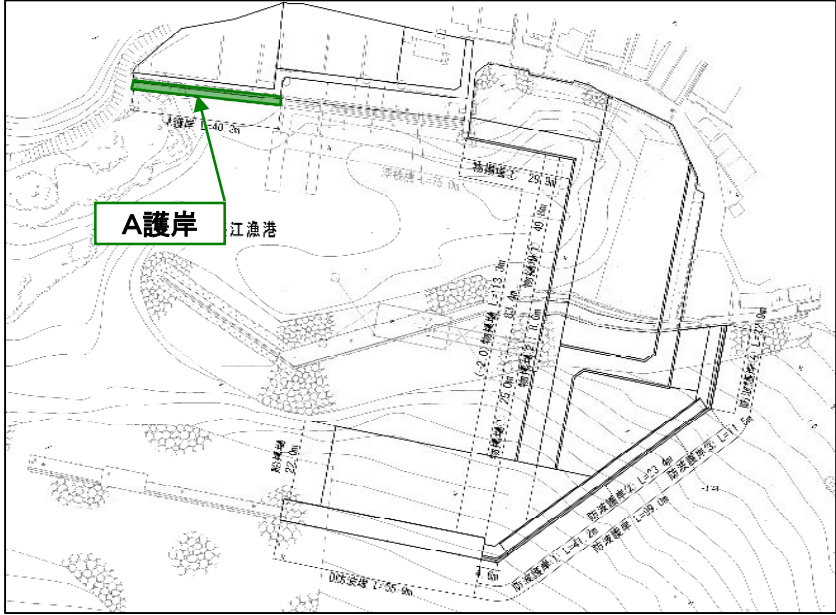
工作物構造図 (2)

防波護岸①

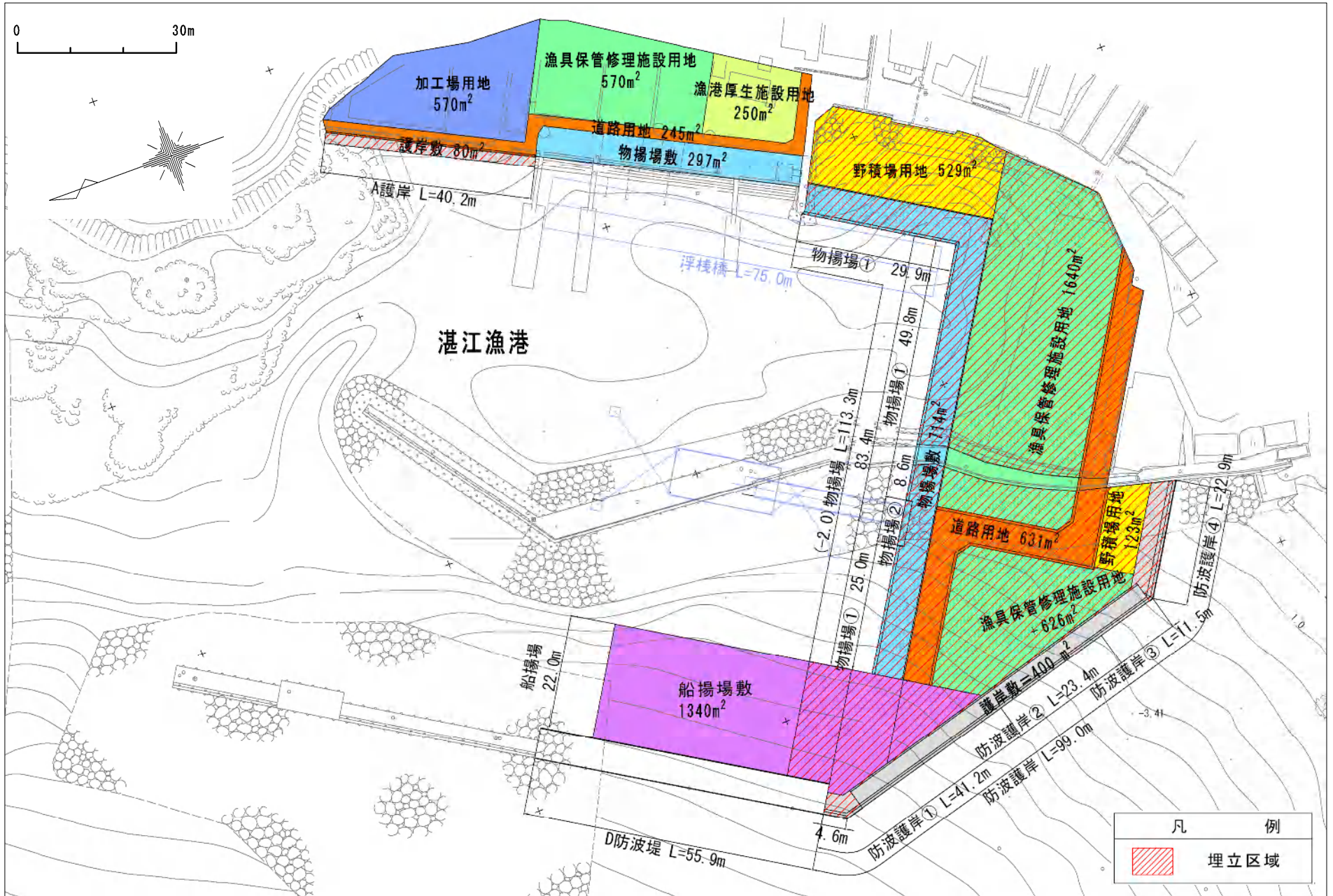


工作物構造図 (3)

A護岸



工作物構造図（4）



土地利用計画図

環境保全図書に係る事項（１）

環境の要素	予測・評価項目	影響要因			評価の結果	環境保全措置			
		工事の実施	埋立地の存在	埋立地の利用					
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二氧化硫	○		影響は軽微である	<ul style="list-style-type: none"> 同時に稼働する船舶・機械の数がなるべく少なくなるように工事工程を調整し、大気汚染物質の排出量を低減させ、大気汚染物質濃度を低減させる。 船舶・機械の稼働については、過負荷運転を避け、アイドリング、空ぶかし等の大気汚染物質を発生させる行為を最小限に止めるよう、指導・監視に努める。 船舶・機械はできる限り排出ガス対策型のものを使用する 物揚場の埋立工と舗装工では、民家に近接した箇所建設機械が稼働し、大きな騒音が予測される。そこで、これらの施工は、近隣住民の生活状況を考慮したときに最も影響が小さいと考えられる時間帯を選び、工事計画を具体化させた上で、施工日時を地域に周知する。また、特に騒音・振動抑制を意識して運転するよう指導するとともに、騒音、振動の監視を行い、必要に応じて速やかに対策を講じる。 船舶・機械は、可能な限り低騒音型、低振動型のものを使用する。 船舶・機械の稼働にあたっては、過負荷運転を避け、アイドリング、空ぶかし等の騒音を発生させる行為を最小限にとどめるよう、指導・監視に努める。 同時に稼働する船舶・機械の数が可能な限り少なくなるように工事工程を調整し、騒音・振動の増大を回避する。 機械の稼働にあたっては、走行速度の抑制、急な動作の抑止を指導・監視する。 漁業者に対して、漁具保管修繕施設の利用にあたっては、乾燥をできるだけ民家から離れた北寄りの場所で行い、乾燥したものを民家側に移動するよう指導することによって、乾燥中の悪臭が近隣民家に及ぼす影響の低減を図るものとする。 埋立計画地及び周辺地形・構造物（沖防波堤等）の位置・形状から、埋立地の存在によって、埋立計画地周辺の流向・流速に対して影響を及ぼすことはない予測される。 防波護岸の施工では、作業船に汚濁防止柵を設置し、柵内に捨石を投入することによって水の濁りを低減する。 既設防波堤の撤去では、事前に汚濁防止膜を展張して濁りの拡散を抑制するとともに、撤去範囲を泊地の計画水深（-2.0m）を確保するための必要最小限の部分とすることにより、施工中に水中に巻き上がる土砂量を低減する。 床掘工における濁り抑制措置として、可能な限り密閉グラブを使用する。密閉グラブが調達できない場合には、代替措置として施工日数の延長によって日あたり工事を抑制する。また、事前に汚濁防止膜を展張して濁りの拡散を抑制する。 工事中に水質の監視を行い、必要に応じて速やかに対策を講じる。 埋立地の存在に伴う潮流変化はなく、港内外の海水交換はほとんど変化しない。また、漁船修理の際の塗料片等については海水中に流入させないように指導するため、水質（水の汚れ）に対しても影響を及ぼすことはない予測される。 水質（水の濁り）に対する環境保全措置と同様。 埋立に伴って新たに出現する防波護岸は消波構造とし、北東から「やべつ浜」に向かう波浪の影響を低減する。また、モニタリングを行い、必要に応じた対策を取る。 		
			二氧化硫	○		影響は軽微である			
		騒音	建設作業騒音	○		影響は軽微である			
		振動	建設作業振動	○		影響は軽微である			
		悪臭	漁具の悪臭			○		影響は軽微である	
	水環境	水質	潮流	流向・流速		○	影響は軽微である		
			水の濁り		○		影響は軽微である		
			水の汚れ			○	影響は軽微である		
			底質	水底の底質	○	○	○	影響は軽微である	
	土壌環境等	地形・地質	重要な地形・地質			○	○	○	影響は軽微である

- 注) 1. ○印は、公有水面埋立法に基づく環境影響評価を行った項目を示す。
 2. 工事の実施：護岸・埋立工事、既設防波堤撤去工事の施工中。
 3. 埋立地の存在：埋立地が造成完了した時点。
 4. 埋立地の利用：造成後の埋立地が供用している状況。

環境保全図書に係る事項（２）

環境の要素		予測・評価項目	影響要因			評価の結果	環境保全措置
			工事の実施	埋立地の存在	埋立地の利用		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	陸生動物	貴重な種及び注目すべき生息地	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 埋立計画地に隣接する「やべつ浜」は、重要な種に該当するヤマトマダラバツタ（岡山県が絶滅危惧種に指定）の生息地である可能性が否定できないため、資材置き場等としての利用も行わない。 防波護岸を消波構造とすることにより、生息地である可能性のある「やべつ浜」への影響を低減する。 水の濁りによる周辺海域の水生生物への影響を低減するための措置として、防波護岸の捨石投入においては汚濁防止枠を使用し、既設防波堤の撤去と物揚場等の床掘においては汚濁防止膜を使用することにより、濁りの拡散を抑制する。また、床掘においては、可能な限り密閉グラブを使用し、密閉グラブが調達できない場合には単位時間あたりの工事量を抑制することによって、濁りの発生量を抑制する。 作業船が藻場（アマモ場・ガラモ場）の上方や付近を通過するときに藻場に及ぼす影響を極力低減するため、工事発注の際の特記仕様書に、「ブイ等により藻場の範囲を明確にする等、作業船の航行による藻場に対する影響を低減させる措置を講じること」と明記する。 既設防波堤撤去にあたり、①アマモ場への影響を低減するため、陸側から先端側に向かって施工する。②アマモ場に対する影響が回避できない場合には、必要に応じて移植を検討する。③ガラモ場の消失面積を抑制するため、泊地の計画水深（-2.0m）以深にある捨石は撤去せずに存置する。 埋立地の存在とともに、既設防波堤の撤去範囲に露出する捨石、新設される工作物の護岸や捨石により新たな付着基盤（その面積は最大で約5,900m²）が創出される。
		水生動物	海域に生息する動物	○	○		
	植物	水生植物	海域に生育する植物	○	○		
	生態系	生態系	地域を特徴付ける生態系	○	○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○			<ul style="list-style-type: none"> 護岸等の平面部分について、コンクリート型枠は、再利用可能な鋼製のものをできるだけ使用し、廃棄物発生量を抑制する。 日常的にイカダを点検して劣化部を速やかに交換・修復し、一層の耐用年数の延長を図るとともに、老朽化したイカダの転売先の確保に努め、イカダ由来の廃棄物の発生抑制を図る。 湛江漁港でイカダを解体する場合には、現況において笠岡市本土部で行っているように、再利用が可能な部材と不可能な部材の分別を行い、再利用できる部材は再利用し、再利用が不可能な部材は産業廃棄物業者に引き渡して適正処分するよう、指導・徹底する。
			漁業に伴う副産物			○	

- 注) 1. ○印は、公有水面埋立法に基づく環境影響評価を行った項目を示す。
2. 工事の実施：護岸・埋立工事、既設防波堤撤去工事の施工中。
3. 埋立地の存在：埋立地が造成完了した時点。
4. 埋立地の利用：造成後の埋立地が供用している状況。